

旭川テニス協会審判委員会規程

(平成24年9月26日理事会決定)

(設置)

第1条 旭川テニス協会（以下「本会」という。）理事会に旭川テニス協会審判委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議及び実施する。

- (1) 審判員の派遣に関する事。
- (2) 審判員講習会等の企画立案及び実施に関する事。
- (3) 北海道テニス協会審判委員会との連絡・調整に関する事。
- (4) その他、審判員及びルールに関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本会会則第9条に規定する役員のうちから 若干人
- (2) その他会長が必要と認めた者 若干人

2 前項の委員は、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会には、委員の指名した者が代理の委員として出席することができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年9月26日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。